

福祉サービス権利擁護支援室

サポートとしま

住みなれた地域で
安心して
暮らしつづけるために



社会福祉法人
豊島区民社会福祉協議会

「サポートとしま」は、高齢者や障害のある方の権利を守る相談をお受けします。

目次

P4 地域福祉権利擁護事業(福祉サービス利用援助事業)

P5 成年後見制度の利用促進・利用支援

P6、7 成年後見制度の内容と申立て方法



●さまざまな方法で相談をお受けします

権利擁護の総合相談窓口

相談・問合せの方法



※連絡先は裏表紙に記載があります。

相談ができる日・時間

曜日：月～金曜日
時間：8時30分～17時15分
※祝・年末年始はお休み
相談料：無料（秘密厳守）

弁護士による専門相談（予約制）

相談できる方

区内にお住まいの高齢者や障害のある方、そのご家族、関係機関職員

相談ができる日・時間

曜日：毎月第二水曜日
時間：14時～16時(1件1時間)
相談料：無料（秘密厳守）
※相談日は変更となる場合があります。

福祉サービス苦情対応相談

相談できる方

福祉サービスを利用しているご本人やそのご家族など

相談ができる日・時間

総合相談窓口にて、随時ご相談をお受けします。
相談料：無料（秘密厳守）

○相談できること

高齢者や障害のある方を対象に、福祉サービスの利用や成年後見制度、地域福祉権利擁護事業や権利擁護に関する課題について、ご本人やそのご家族、関係者からご相談をお受けします。

○権利擁護に関する課題とは

- ・消費者被害や特殊詐欺など、他人に財産上の権利を侵害されるおそれがある
- ・心身機能の低下により、お金の払戻し、公的な書類の申請や手続きを自分で行うことができない

など

成年後見制度に関する相談や、高齢者や障害のある方の権利侵害に（弁護士）が個別相談を行います。まずは、「サポートとしま」までご相談下さい。



相談者の状況に応じて訪問による相談もしています



○対象となる福祉サービス・事業所

原則、区内に事業所のある高齢者、障害者、児童などを対象とした福祉に関するサービス

注 介護保険サービスについては、豊島区介護保険課等が相談窓口となっています。

地域福祉権利擁護事業(福祉サービス利用援助事業)

福祉サービスの利用手続きや利用料の支払い、日常的な金銭管理等でお困りの高齢者や障がいのある方などを対象に、利用者ご本人との契約に基づきお手伝いをします。

サービス内容

① 福祉サービス利用援助(基本となるサービス)

福祉サービスを安心して利用できるお手伝いをします。

- 職員(専門員や生活支援員)による定期訪問や情報提供、助言
- 福祉サービス利用にともなう手続きや利用料を支払う手続き
- 区役所から送付される書類の手続き
- 苦情解決制度の利用援助など

② 日常的な金銭管理サービス(オプションサービス) ※①のサービス利用が必要です

日常生活を送る上で必要な金銭管理のお手伝いをします。

- 日常生活に必要な預貯金の払戻し、預け入れの手続き
- 年金の受取りや家賃、公共料金などの支払い手続きなど

③ 書類等預かりサービス(オプションサービス) ※①のサービス利用が必要です

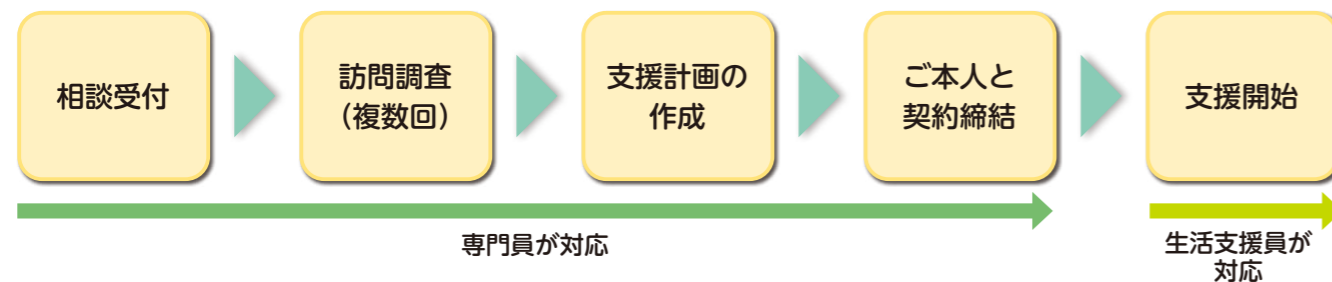
年金証書や預貯金通帳、不動産の権利証などの大切な書類を、「サポートとしま」が契約している金融機関の貸金庫でお預かりいたします。(※宝石や美術品、鍵、期日管理の必要な書類等はお預かりできません。)

利用料金

① 福祉サービス利用援助	1回(90分まで)1,000円または月額4,000円 ※所得状況により「利用料減免制度」があります。
② 日常的な金銭管理サービス	
③ 書類等預かりサービス	1か月1,000円



利用までの流れ



専門員
ご相談をお受けし、訪問調査や支援計画作成、関係機関との調整を行います。

生活支援員
専門員と連携し、契約内容・支援計画内容に基づき、定期的な訪問・支援を行います。

※訪問調査にあたっては、本人の利用意思が必要となります。
※生活状況や契約能力の確認を行うため、複数回訪問調査を行います。
※支援の回数などは、ご本人と話し合いの上決定します。

成年後見制度の利用促進・利用支援

福祉サービス権利擁護支援室「サポートとしま」は、豊島区の成年後見制度推進機関(中核機関)です。成年後見制度の利用促進、利用支援を行うため、さまざまな取り組みを行っています。

制度を安心して利用するために

- 成年後見制度の説明・申立ての方法のご案内
成年後見制度の概要や利用する際の注意点、かかる費用、申立ての方法や申立書類の書き方等をわかりやすくご説明します。
- 成年後見人等受任候補者の紹介
専門職団体と連携を図りながら、候補者の紹介を行います。

地域で後見人等を支えていくために

- 親族成年後見人への支援・ネットワークづくり
親族として成年後見人等を受任している方の職務に関するご相談をお受けします。
- 地域連携ネットワークの構築
豊島区内の関係機関や専門職団体、地域住民・団体とネットワークを構築し、成年後見制度が円滑に利用される仕組みを作っていきます。

制度の普及・啓発に向けた取り組み

- 普及・啓発の取り組み
成年後見制度の利用を促進するため、区民向けの講演会や講座の実施、専門職向けに研修会を実施します。

法人後見、社会貢献型後見人(区民後見人)の活躍支援

- 法人後見の受任
豊島区民社会福祉協議会が、法人として成年後見人等の受任をします。(※受任には一定の要件があります)
- 社会貢献型後見人(区民後見人)の養成・育成
地域の中で支え合う仕組みとして、社会貢献の精神を持つ区民を対象に講習を実施し、養成するとともに、後見人として活動できるよう、育成・支援をします。

成年後見等開始審判申立費用助成事業

経済的理由等により、法定後見制度の利用が困難な方に、申立てに係る費用を助成します。

助成対象者

- (1) 豊島区内に引続き6ヶ月以上住所を有している、判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障害者または精神障害者等で自ら申立てを行う方
- (2) (1)の配偶者及び四親等内の親族で申立てを行う方
※収入及び資産の基準があります。

助成額

- (1) 申立てにかかる実費 …………… 上限10万円
- (2) 申立書類作成を専門職に依頼した際の実費 …… 上限20万円



成年後見制度の 内容と申立て方法

成年後見制度は、認知症や知的障害、精神障害などにより、日常生活における様々な契約行為や財産管理等が困難な方の権利と財産を守る公的な制度です。

成年後見制度には **任意後見** と **法定後見** の2種類があります

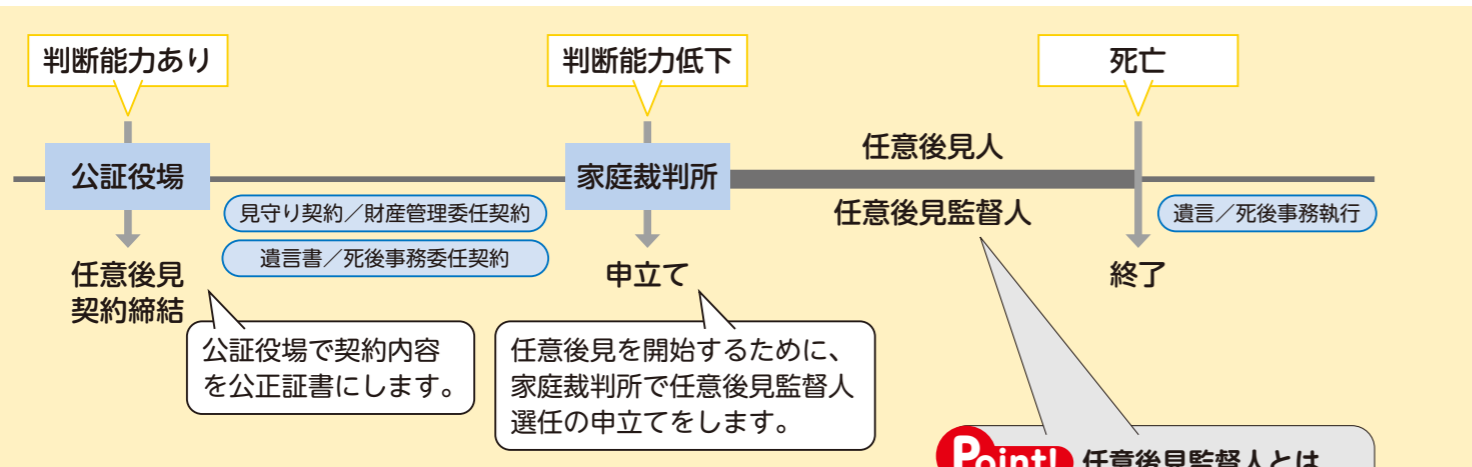
制度の種類	対象者	支援者	支援者になれる方	付与される 権限		支援者に支払う報酬	後見監督人等の選任	職務内容 (任意後見・法定後見共通)	
				代理権	同意権・取消権				
任意後見制度 (判断能力があり将来に備えたい方)	判断能力がある方	任意後見人	本人と契約を結んだ方	本人と契約で 定めた行為	なし	<ul style="list-style-type: none"> ■任意後見人の報酬 任意後見契約締結時に定めます。 ■任意後見監督人の報酬 家庭裁判所が決定します。 	全ての事案において家庭裁判所が選任します。	<ul style="list-style-type: none"> ■財産管理 本人の預貯金の管理、不動産などの処分、契約行為など ■身上保護 福祉制度や介護・障害福祉サービスの利用、施設入退所や入院等の手続き、費用の支払いなど 	
法定後見制度 (判断能力が不十分な方)	補助	日常生活で判断能力が不十分な方	補助人	親族や専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士、税理士、社会保険労務士など）、団体・法人、区民後見人等	本人が同意し、家庭裁判所が定めた法律行為	本人が同意し、家庭裁判所が定めた法律行為	支援者の働いた期間や行った事務の内容及び本人の財産などを考慮して家庭裁判所が決定します。	家庭裁判所の判断で監督人を選任したり、後見制度支援信託 [※] の活用をしたりする場合があります。	<ul style="list-style-type: none"> ※本人の意思を最大限に尊重して職務に当たります。 ※定期的に家庭裁判所や監督人に職務や財産管理の報告を行う義務があります。
	保佐	日常生活で判断能力が著しく不十分な方	保佐人	(家庭裁判所が申立て内容に基づいて選任をします。)	本人が同意し、家庭裁判所が定めた法律行為	法律上定められた重要な行為			
	後見	日常生活で判断能力が欠けているのが通常の状態の方	成年後見人		本人が行う全ての法律行為	※日常生活に関する行為以外の全ての行為(取消権のみ)			

※日常生活に関する行為＝日用品の購入など

※後見制度支援信託＝本人の財産のうち、通常使用しない金銭を信託銀行等に信託する仕組みです(後見のみ)

「任意後見制度」の仕組みと利用の流れ

任意後見制度は、本人の判断能力が低下した際にあらかじめ財産管理や手続き等について支援してくれる人を決めておく制度です。



●見守り契約・財産管理委任契約・遺言書・死後事務委任契約

任意後見契約とともに合わせて準備ができる方法です。詳しくはお問合せ下さい。

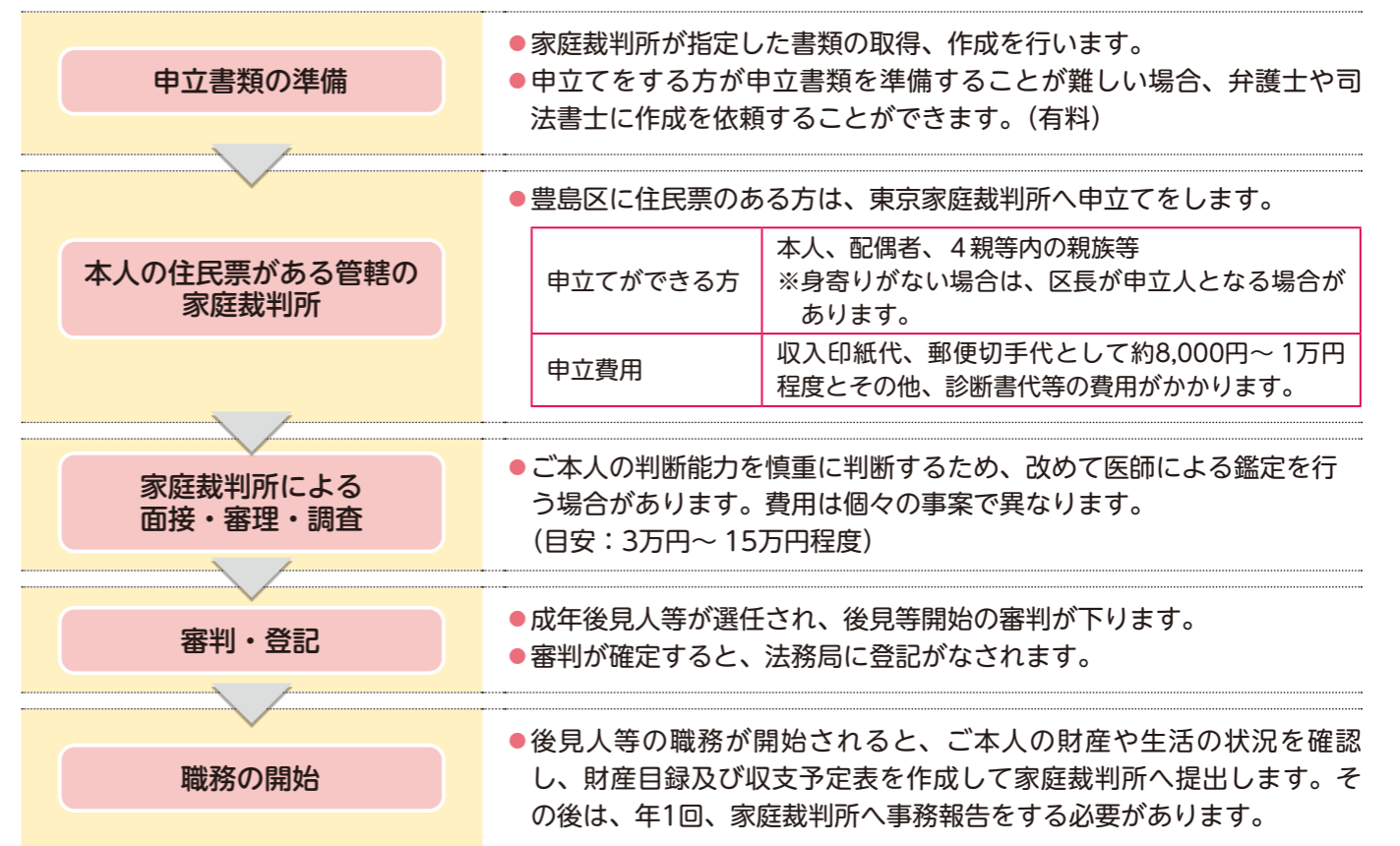
●費用

各契約締結、遺言作成、家庭裁判所へ申立てる際には一定の費用がかかります。

Point! 任意後見監督人とは

任意後見人が行う職務の監督、助言をする役割があります。任意後見人として職務を行うためには、家庭裁判所に「任意後見監督人」を選任してもらう必要があります。

「法定後見制度」の仕組みと利用の流れ



- 家庭裁判所が指定した書類の取得、作成を行います。
- 申立てをする方が申立書類を準備することが難しい場合、弁護士や司法書士に作成を依頼することができます。(有料)

- 豊島区に住民票のある方は、東京家庭裁判所へ申立てをします。

申立てができる方	本人、配偶者、4親等内の親族等 ※身寄りがいない場合は、区長が申立人となる場合があります。
申立費用	収入印紙代、郵便切手代として約8,000円～1万円程度とその他、診断書代等の費用がかかります。

- ご本人の判断能力を慎重に判断するため、改めて医師による鑑定を行う場合があります。費用は個々の事案で異なります。(目安：3万円～15万円程度)

- 成年後見人等が選任され、後見等開始の審判が下ります。
- 審判が確定すると、法務局に登記がなされます。

- 後見人等の職務が開始されると、ご本人の財産や生活の状況を確認し、財産目録及び収支予定表を作成して家庭裁判所へ提出します。その後は、年1回、家庭裁判所へ事務報告をする必要があります。

成年後見制度に関連する機関

成年後見の申立先	東京家庭裁判所 後見センター	
	電話	03-3502-5359 / 03-3502-5369
	住所	東京都千代田区霞が関1-1-2 東京家庭裁判所2階
成年後見の登記先	東京法務局 民事行政部 後見登録課	
	電話	03-5213-1360
	住所	東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎4階
任意後見契約等の手続き	池袋公証役場	
	電話	03-3971-6411
	住所	東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60ビル8階
	大塚公証役場	
	電話	03-6913-6208
	住所	東京都豊島区南大塚2-45-9 ヤマナカヤビル4階

福祉サービス権利擁護支援室「サポートとしま」



「サポートとしま」
(豊島区役所東池袋分庁舎4階)



住所 豊島区東池袋1-39-2
豊島区役所東池袋分庁舎4階
(豊島区民社会福祉協議会内)

電話 03-3981-2940

FAX 03-3981-2946

Mail siensitu@a.toshima.ne.jp

社会福祉協議会とは…?

社会福祉法に基づき、区市町村ごとに設置されている地域福祉の推進を目的とした社会福祉法人です。

豊島区民社会福祉協議会の公式ホームページ・SNS



豊島区民社協キャラクター
ふくじい



ホームページ



LINE



Instagram



Twitter



豊島区民社協キャラクター
ふくみん